

奈良県訓令第六号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十四号中「所長及び」を「所長、」に改め、「同項第十一号に規定する所長」の下に「及び同項第十二号に規定する所長」を加え、同条第二十一号中「同項第十一号に規定する」の下に「所長補佐、同項第十二号に規定する」を加え、同条第二十三号ウ中「統計課」を「統計分析課」に改め、同号ス中「センター」の下に「所」を加える。

第四条の二中第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第三号様式の五」を「第三号様式の三」に、「届け出るとともに、第四項の遅出勤務承認証を人事課長に返還しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第四項とする。

「
第一号様式表）中 中 中
半導体集積回路
無積回路
を 中 中 に改め、同様式
」

（裏中「再交付」を「訂正」に、「半導体集積回路が埋め込まれ、及び磁気帯が付けられたプラスチックとする。ただし、別に定める職員にあっては、半導体集積回路が埋め込まれず、及び磁気帯が付けられていないもの」を「プラスチック」に改める。

第三号様式の三及び第三号様式の四を削り、第三号様式の五中「第4条の2第7項」を「第4条の2第4項」に改め、同様式を第三号様式の三とする。